

郡山市公共下水道整備事業
(御前南第二地区)

優先交渉権者決定基準

令和6(2024)年10月

郡山市上下水道局

目次

第 1	総則.....	1
1	本書の位置づけ.....	1
2	選定の体制.....	1
3	優先交渉権者選定の考え方.....	1
4	審査の進め方.....	2
5	審査結果の公表.....	3
第 2	審査.....	4
1	参加資格審査.....	4
2	提案審査.....	4
(1)	提案書類の確認.....	4
(2)	提案価格の確認.....	4
(3)	基礎審査.....	4
(4)	技術審査.....	4
(5)	最優秀提案者及び次点提案者の選定.....	4
(6)	優先交渉権者の決定.....	4
3	提案審査の評価.....	5
(1)	評価手法.....	6
(2)	コスト縮減に寄与する技術提案の期待される効果.....	7

第1 総則

1 本書の位置づけ

郡山市公共下水道整備事業（御前南第二地区）優先交渉権者決定基準（以下「本書」という。）は、郡山市上下水道局（以下「発注者」という。）が郡山市公共下水道整備事業（御前南第二地区）（以下「本事業」という。）の実施にあたり、本事業を実施する民間事業者の募集及び選定を行うに際し、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者、次点候補者を選定するための基準を示すものである。

2 選定の体制

提案審査は、発注者が設置した学識経験者及び市職員により構成される「郡山市公共下水道整備事業者選定審議会（以下「審議会」という。）」が行い、最優秀提案者、次点提案者を選定する。

発注者は、審議会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者の決定をする。

3 優先交渉権者選定の考え方

優先交渉権者の選定に当たっては、「実施体制」、「地域貢献」及び「技術提案」の観点のもと、以下に基づき審査を行う。

① 実施体制に関する審査

- 企業が有する能力
- 配置予定技術者の能力
- 施工の安定性

② 地域貢献に関する審査

- 地域貢献（災害協定、ボランティア）

③ 技術提案に関する審査

- 設計方針
- 工事（設計・施工）計画（工期短縮に寄与する技術提案）
- コスト縮減に寄与する技術提案に関する審査

4 審査の進め方

本事業における優先交渉権者の決定は、公募型プロポーザル方式により、図 1-1 に示す手順で実施する。

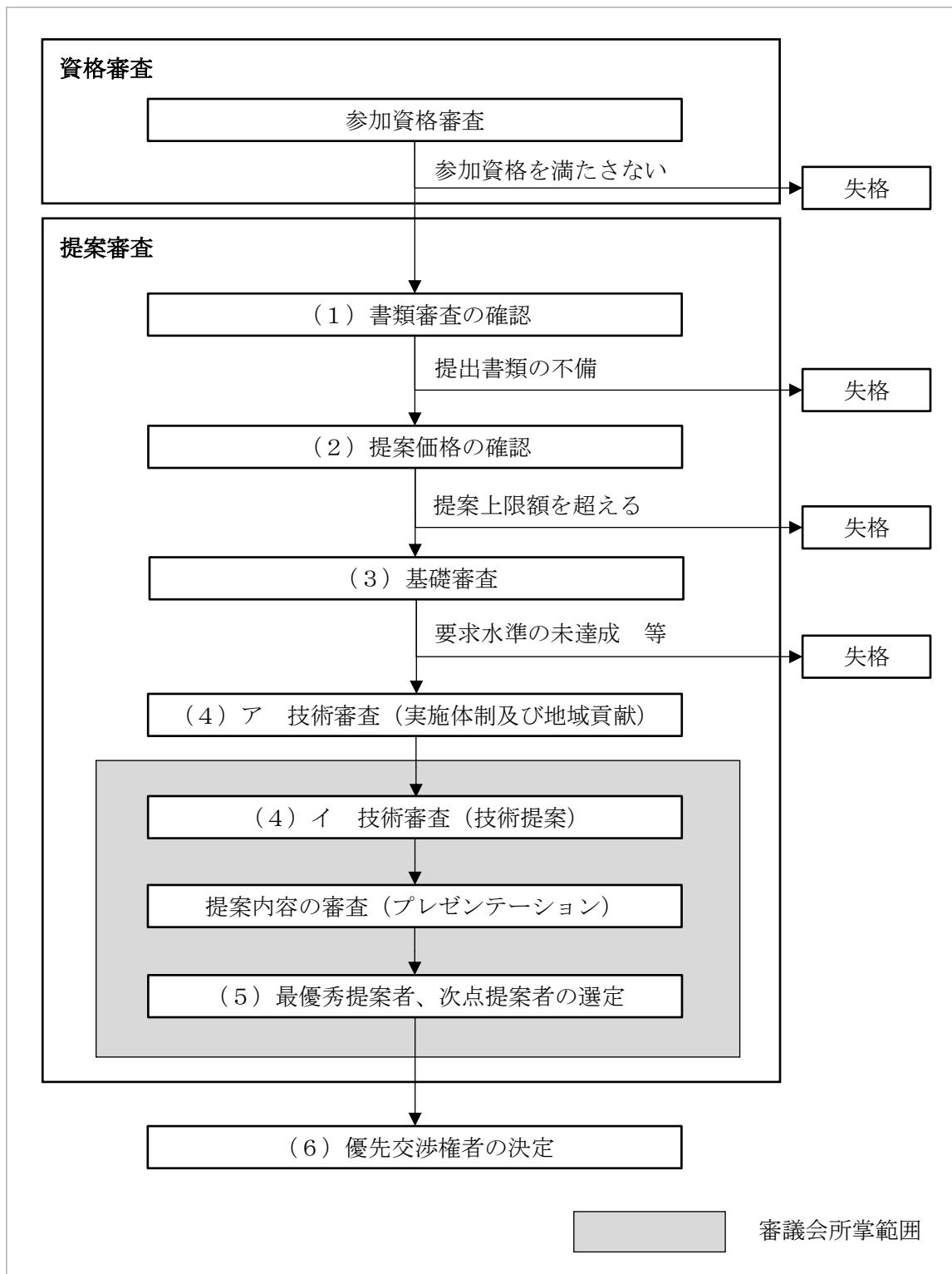


図 1-1 審査の進め方

5 審査結果の公表

参加資格審査、基礎審査、技術審査の審査結果については、各応募者の代表企業へ個別に通知する。また、必要に応じ、結果の概要について発注者の本市ウェブサイトにて公表する。

第2 審査

1 参加資格審査

資格審査は、発注者が応募者から提出される参加資格審査に関する書類をもとに、応募者が満たすべき参加資格要件について確認し、確認の結果を代表企業に対して通知する。参加資格を満たさない場合は、失格とする。

2 提案審査

(1) 提案書類の確認

発注者は、応募者に求めた提案書類がすべて揃っていることを確認する。提出書類に不備が認められた場合は、失格とする。

(2) 提案価格の確認

発注者は、提案価格が提案上限額を超えていないことを確認する。提案価格が提案上限額を超える場合は、失格とする。

(3) 基礎審査

発注者は、提案書類に記載された内容が、基礎審査項目を満たしていることを確認する。提案内容が基礎審査項目を満たさない場合は、失格とする。

基礎審査項目は、次のとおりである。

- 要求水準書の要求水準に未達の無いこと。
- 募集要項及び「提出書類作成要領（提案審査）」に示す提案書の作成に関する条件について違反の無いこと。

(4) 技術審査

ア 実施体制及び地域貢献に関する審査

発注者は、応募者から提出された提案書類をもとに、実施体制及び地域貢献に関する事項について審査を行い、審査項目ごとに得点を付与する。

イ 技術提案に関する審査

審議会は、応募者から提出された提案書類及びプレゼンテーション結果をもとに、技術提案に関する事項について審査を行い、審査項目ごとに得点を付与する。

(5) 最優秀提案者及び次点提案者の選定

審議会は、提案審査における総合評価点の最も高い提案を最優秀提案者として選定し、次に高い提案を次点提案者として選定する。総合評価点の最も高い提案が2以上ある場合は、技術提案に関する事項の得点が最も高い提案を最優秀提案者として選定する。

(6) 優先交渉権者の決定

発注者は、審議会の審査結果をもとに優先交渉権者を決定する。

3 提案審査の評価

技術審査は、応募書類等の確認後、加点審査により実施することとし、発注者が本事業に対して応募者の創意工夫を期待する度合いを勘案して設定した表2-1の配点に応じて得点を付与する。

評価については、最低制限基準を提案審査の合計点数の60%とし、60%に満たない場合は候補者、又は次点候補者として選定しない。

なお、評価項目と評価の視点及び配点については別表を参照のこと。

表 2-1 評価項目

評価項目	配点
実施体制に関する事項	50
1 企業が有する能力	15
同種工事の施工実績（代表企業又は単独企業）	5
同種工事の施工実績（代表企業を除く構成員又は単独企業）	5
同種工事の設計実績（設計を実施する企業）	5
2 配置予定技術者の能力（施工に係る技術者）	15
同種工事の施工実績（現場代理人）	5
同種工事の施工実績（主任（監理）技術者（代表企業又は単独企業））	5
同種工事の施工実績（主任（監理）技術者）（代表企業を除く構成員）	5
3 配置予定技術者の能力（設計主任技術者）	10
保有資格	5
同種工事の設計実績	5
4 施工の安定性	10
立地要件（営業拠点の所在地）	5
機関認定及び表彰	5
地域貢献に関する事項	10
1 地域貢献	10
災害協定の締結	5
ボランティア活動	5
技術提案に関する事項	130
1 設計方針	20
設計方針	20
2 工事（設計・施工）計画	60
工法	20
工事手順	20
地域住民生活への配慮	20
3 コスト縮減に寄与する技術提案	50
コスト縮減に関する事項	20
期待される効果	30
合計	190

(1) 評価手法

提案については、表 2-1 に掲げる評価項目のうち、「3 コスト縮減に寄与する技術提案」の「期待される効果」項目を除き、応募者から提出された提案書類及びプレゼンテーション結果を踏まえ、実施体制及び地域貢献に関する事項については表 2-2、技術提案に関する事項については表 2-3 に応じ評価を与える。

表 2-2 実施体制及び地域貢献に関する評価基準

評価	採点基準
A	配点×1.0
B	配点×0.5
C	配点×0.0

表 2-3 技術提案に関する評価基準

評価	採点基準
A	配点×1.0
B	配点×0.7
C	配点×0.3
D	配点×0.0

なお、実施体制及び地域貢献に関する事項のうち、複数の構成員に及ぶものについては、次式に基づき評価を行う。得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

$$\begin{aligned} & \frac{[A \text{ に該当する構成員数}]}{[全構成員数]} \times \text{項目の配点} \times 1.0 \\ & + \frac{[B \text{ に該当する構成員数}]}{[全構成員数]} \times \text{項目の配点} \times 0.5 \\ & + \frac{[C \text{ に該当する構成員数}]}{[全構成員数]} \times \text{項目の配点} \times 0.0 \end{aligned}$$

(2) コスト縮減に寄与する技術提案の期待される効果

「コスト縮減に寄与する技術提案」の「技術提案の適正」が認められるものに対し、「期待される効果」について評価を行う。

「期待される効果」については、下式に基づき得点を付与する。

なお、得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

$$\text{負担軽減率} = \frac{\text{全応募者の提案額のうち最低提案額}}{\text{提案額}}$$

$$\text{期待される効果の得点} = \text{配点} \times \text{負担軽減率}$$

別表 1 評価項目と評価の視点及び配点（実施体制に関する事項）

評価項目	評価基準	配点		
		配点	合計	
1 企業が有する能力	評価要素	評価	15	50
同種工事の施工実績 （代表企業）	・ 公告日から起算して過去 10 年以内に郡山市又は郡山市上下水道局が発注した同種・類似工事の施工の実績あり	A	5	
	・ 公告日から起算して過去 10 年以内に国・都道府県、公社、事業団又は郡山市以外の市町村等が発注した同種・類似工事の施工の実績あり	B		
	・ 実績なし	C		
同種工事の施工実績 （代表企業を除く構成員）	・ 公告日から起算して過去 5 年以内に郡山市又は郡山市上下水道局が発注した同種工事の工事成績の最高点が 80 点以上	A	5	
	・ 公告日から起算して過去 5 年以内に郡山市又は郡山市上下水道局が発注した同種工事の工事成績の最高点が 75 点以上 80 点未満	B		
	・ 公告日から起算して過去 5 年以内に郡山市又は郡山市上下水道局が発注した同種工事の工事成績の最高点が 75 点未満	C		
同種工事の設計実績 （設計を実施する企業）	・ 公告日から起算して過去 10 年以内に郡山市又は郡山市上下水道局が発注した、管路延長が 1,400m 以上の同種・類似工事の設計の実績あり	A	5	
	・ 公告日から起算して過去 10 年以内に国・都道府県、公社、事業団又は郡山市以外の市町村等が発注した、管路延長が 1,400m 以上の同種・類似工事の設計の実績あり	B		
	・ 実績なし	C		
2 配置予定技術者の能力（施工に係る技術者）	評価要素		15	
同種工事の施工実績 （現場代理人）	・ 公告日から起算して過去 10 年以内に郡山市又は郡山市上下水道局が発注した同種・類似工事の施工に携わった実績あり	A	5	
	・ 公告日から起算して過去 10 年以内に国・都道府県、公社、事業団及び郡山市以外の市町村	B		

		等が発注した同種・類似工事の施工に携わった実績あり		
		・ 上記に該当する実績なし	C	
	同種工事の施工実績 (主任(監理)技術者) (代表企業)	・ 郡山市又は郡山市上下水道局が発注した同種・類似工事の施工に携わった実績あり	A	5
		・ 国・都道府県、公社、事業団及び郡山市以外の市町村等が発注した同種・類似工事の施工に携わった実績あり	B	
		・ 上記に該当する実績なし	C	
	同種工事の施工実績 (主任(監理)技術者) (代表企業を除く構成員)	・ 公告日から起算して過去5年以内に郡山市又は郡山市上下水道局が発注した同種工事の工事成績の最高点が80点以上の施工に携わった実績あり	A	5
		・ 公告日から起算して過去5年以内に郡山市が発注した同種工事の工事成績の最高点が75点以上80点未満の施工に携わった実績あり	B	
		・ 上記に該当する実績なし	C	
3	配置予定技術者の能力 (設計主任技術者)	評価要素		10
	保有資格	・ 技術士(総合技術監理部門(下水道)、上下水道部門(下水道))の資格を有する者	A	5
		・ RCCM(下水道)又は日本下水道事業団法施行令第4条第1項に定める技術検定第1種又は第2種技術検定の合格者	B	
		・ その他	C	
	同種工事の設計実績	・ 公告日から起算して過去10年以内に郡山市が発注した、管路延長が1,400m以上の同種・類似工事の設計の実績あり	A	5
		・ 公告日から起算して過去10年以内に国・都道府県、公社、事業団又は郡山市以外の市町村等が発注した、管路延長が1,400m以上の同種・類似工事の設計の実績あり	B	
		・ 上記に該当する実績なし	C	
4	施工の安定性	評価要素		10
	立地要件(営業拠点の所在地)	・ 郡山市内に建設業法の「営業所」に該当する本店あり	A	5

	(全構成員評価項目)	・ 郡山市内に建設業法の「営業所」に該当する支店あり	B		
		・ 郡山市内に建設業法の「営業所」に該当する本店及び支店なし	C		
	機関認定及び表彰 (全構成員評価項目)	・ ISO9001 の認定及び ISO14001 の取得	A	5	
		・ ISO9001 の認定の取得	B		
		・ 取得なし	C		

別表2 評価項目と評価の視点及び配点（地域貢献に関する事項）

評価項目	評価基準	配点		
		配点	合計	
1 地域貢献	評価要素	評価	10	10
災害協定の締結	・ 郡山市上下水道局及び郡山市との災害協定の締結あり	A	5	
	・ 郡山市上下水道局との災害協定の締結あり	B		
	・ 災害等協定の締結なし	C		
ボランティア活動	・ 前年度の郡山市内での防災活動、道路河川愛護活動の実績あり	A	5	
	・ その他前年度の郡山市内でのボランティア活動の実績あり	B		
	・ 上記に含まれる活動実績なし	C		

ボランティア活動の評価区分

ボランティア活動内容		Aに該当	Bに該当
種類①まちづくり・まちおこしボランティア			
	歩道などの花壇の管理	○	
	地域イベントの運営 等		○
種類②地域安全ボランティア			
	地域の環境美化・浄化活動	○	
	防災活動	○	
	交通安全活動、防犯活動		○
種類③自然・環境保全ボランティア			
	ゴミ拾い、清掃活動	○	
	リサイクル活動、どうぶつ愛護活動 等		○
種類④子ども・青少年育成ボランティア			
	子ども会の運営サポート、登下校時の交通安全指導、子ども食堂 等		○
種類⑤保健・医療・福祉ボランティア			
	介護・福祉施設での傾聴活動、献血 等		○
種類⑥芸術・文化・スポーツボランティア			
	団体・クラブの運営や世話、スポーツ大会・イベントの運営等		○
種類⑦災害救助支援ボランティア			
	避難所運営補助 等（前年度における郡山市での該当はなし）		○
種類⑧国際協力・交流ボランティア			
	難民支援、教育支援、留学生支援等		○

※公益財団法人日本財団ボランティアセンター ホームページより一部引用

当ページで示す8種類のボランティア活動のうち、社会インフラの持続への寄与が大きいと認められるものをA、それ以外をBと設定

別表3 評価項目と評価の視点及び配点（技術提案に関する事項）

評価項目	評価基準	配点		
		配点	合計	
1 設計方針	評価の考え方	評価	20	130
設計方針	以下の観点のもと4段階評価を行う。 ・ 設計施工一括発注の特性を生かした設計への 施工ノウハウの反映	A	20	
		B		
		C		
		D		
2 工事（設計・施工）計画	評価の考え方	評価	60	
工法	以下の観点のもと4段階評価を行う。 ・ 立地条件を踏まえた工法選択 ・ 提案内容の適正さ ・ 基本設計に対する理解 ・ 施工困難箇所の認識と対策	A	20	
		B		
		C		
		D		
工事手順	以下の観点のもと4段階評価を行う。 ・ 準備段階を含めた全体工程の妥当性 ・ 適切かつ合理的な工事手順 ・ 施工困難箇所を踏まえた工程の実現性 ・ 工期内完了の確実性	A	20	
		B		
		C		
		D		
地域住民生活への配慮	以下の観点のもと4段階評価を行う。 ・ 工事着手前の近隣住民への周知等 ・ 工事中の近隣住民への対策 ・ 工事による近隣住民への損害及び苦情等の際 の対応 ・ その他特に配慮すべき事項	A	20	
		B		
		C		
		D		
3 コスト縮減に寄与する技術提案	評価の考え方		50	
コスト縮減に関する事項	以下の観点のもと4段階評価を行う。 ・ コスト縮減に向けた ICT 技術導入の合理的な採否理由 ・ 提案技術及び提案ルートのコスト縮減への妥当性及び合理性	A	20	
		B		
		C		
		D		
期待される効果	上記「コスト縮減に関する事項」が、評価に値するものであると認められる場合に限り「期待される効果」について評価する。		30	